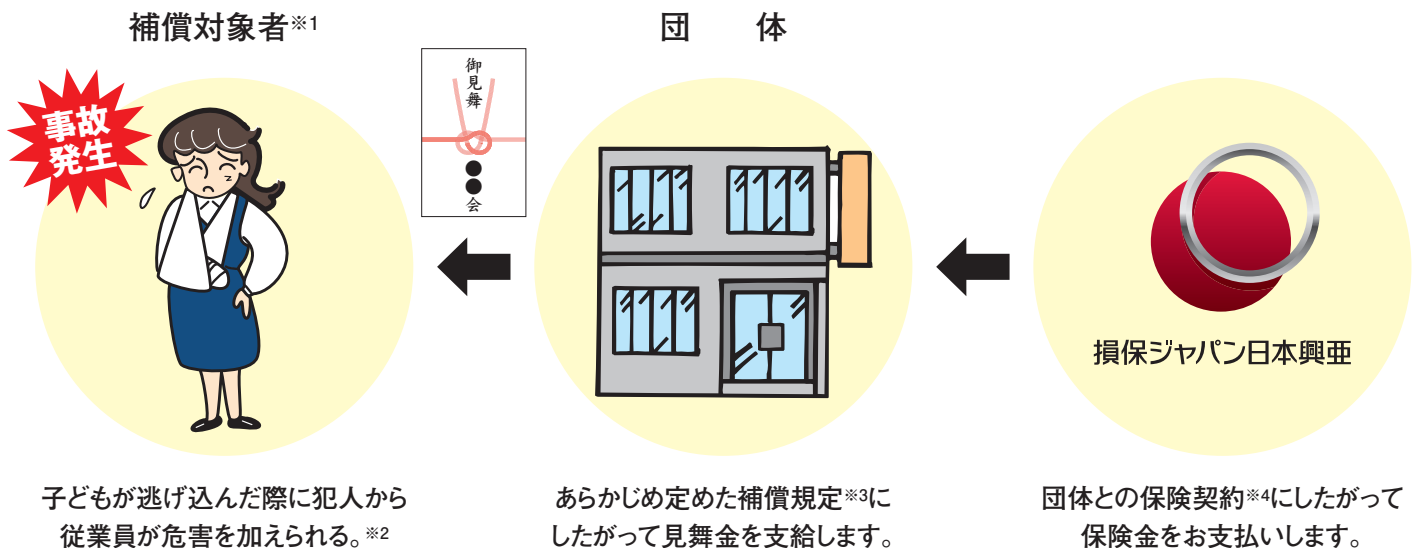


「こども110番の家」見舞金補償制度のご案内

事業の一環として会員事業所を子どもたちの避難所（「こども110番の家」）に指定する場合、子どもが逃げ込んだ際に従業員等が殺人や傷害事件に巻き込まれたり、店舗が破壊される懸念があります。これらの事故に備えるのが「こども110番の家」見舞金補償制度です。

「こども110番の家」見舞金補償制度の概要

子どもが「こども110番の家」に指定された会員事業所へ避難し、会員の従業員等が犯人に危害を加えられた場合、団体はその被害者に対して見舞金を支給します。



※1 人の補償：「こども110番の家」に指定された事業場の事業主および従業員、来訪者
物の補償：「こども110番の家」およびその付属建物、付属設備、収容動産

※2 警察署へ被害届の提出が必要です。

※3 損保ジャパン日本興亜がご案内する補償規定(案)を団体が設置する場合に限り、保険契約が締結できます。

※4 約定履行費用保険普通保険約款に災害等補償費用保険特約条項を付帯した契約になります。団体(被保険者)が補償規定に基づいて見舞金を支給することによって被る損害を補償します。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜へお問い合わせください。

【取扱代理店】

一般財団法人全国中小企業共済財団

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12

TEL. 03-3264-1511

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
営業開発部 第三課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL. 03-3593-6436

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。